

○総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和4年 月 日

総務大臣 金子 恭之

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正案					改正前						
別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 第9 航空機局 [1・2 略] 3 航空機局は、その用途区分に従い次のとおり規定する装置を有しているものであること。 (1) 航空法第60条の規定に基づき航空機局に設置される無線設備は、航空法施行規則第145条から第147条までの規定に基づき、その用途区分に従い次表に掲げる数量以上の装置を有しているものであること。					別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 第9 航空機局 [1・2 同左] 3 [同左] (1) [同左]						
装置区分	航空機の用途区分	航空運送事業用		その他	備考	装置区分	航空機の用途区分	航空運送事業用		その他	備考
		最大離陸重量						最大離陸重量			
		5,700kg 超	5,700kg 以下					5,700kg 超	5,700kg 以下		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
航空運送事業の用に供するために航空機に義務付けられる装置	無線電話(HF又は衛星通信)	2	1	—	無線電話にあつては洋上航行の場合に限る。 <u>この場合、少なくとも1の装置はHFであること</u>	航空運送事業の用に供するために航空機に義務付けられる装置	無線電話(HF)	2	1	—	無線電話にあつては洋上航行の場合に限る。
	気象レーダー	1	—	—			気象レーダー	1	—	—	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[(2) 略] [4～6 略]					[(2) 同左] [4～6 略]						

附 則
この訓令は、令和4年 月 日から施行する。